

芦屋市消費生活 センター新聞

発行・問合せ
芦屋市地域経済振興課
TEL:0797-38-2179
公光町5-10 南館1階

3件
2019年の同期期
640件と比べ約24%増加
した。契約当事者の年代割
合では0歳代以上で全体の
半数以上を占め、高齢者の
消費生活トラブルの割合が
高い。

相談内容における販売方
法別では、インターネット
通販に関するものが最も多
く232件で、2019年
の同時期146件と比べ約
60%増加した。特に定期購
入トラブルの相談件数が7
件と激増しており、201
9年の同時期0件に比べ約
70%増加した。

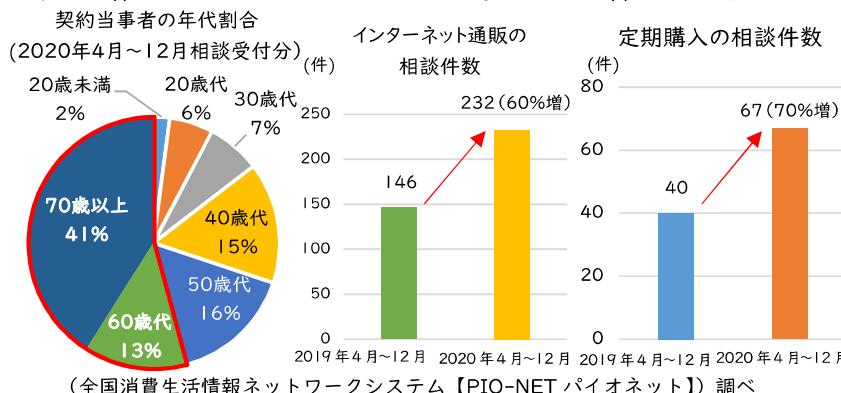
新型コロナウイルス感染
症の拡大により、対面せず
に簡単に買い物ができる通
信販売の利用者が増加する
半面、表示がわかりにくい
業者サイトもあるので、契
約内容を十分に確認できず

定期購入トラブル
「コロナ禍でインターネットで
お試し」だけのつもれ
芦屋市消費生活センター
が2020年4月から12月
に受け付けた相談件数（2
020年1月5日現在PI
OINET本登録分）は79

「お試し」だけのつもりが実は定期購入だ
コロナ禍でインターネット通販利用者増加

もう消費者が増加している。
通信販売では無条件に解約でき
ないので、契約の際は細心
の注意が必要である。

※PIioneer（全国消費情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の収集を行っているシステム。



よくある事例① 【定期購入】

【ポイント】
▼割引価格の「初回」「モ
ター」「お試し」は定期購
入の可能性あり。
▼通信販売では記載された
契約条件に従うので、解約
や返品ルールなど大事な条
件は「注文前に」十分確認
する。
▼インターネットでの通信
販売では「最終確認画面」
に契約に関する重要な情報
が記載されているので必ず
内容を確認する。
▼トラブルに備えて注文内
容や事業者への連絡履歴な
ど記録を保存しておく。

まづは止
め

蛇口が水漏れしたので冷蔵庫に貼っていた「水回りのトラブル〇〇円~」とのマグネット広告の電話番号に修理を依頼したところ、やつてきた作業員から「この作業だけでは修理できな^い」と追加作業を次から次へと勧められ、最終的に50万円も請求された。



よくある事例②

芦屋市指定給水装置工事事業者を確認。夜間や休日の緊急修理の場合も当番業者が待機しているので、詳しくは下記へ。
平日(9:00~17:30) ◆上下水道部水道お客様センター(☎0797-38-2082)
土曜日・日曜日・祝日・夜間 ◆市役所代表(☎0797-31-2121)

通信販売はクーリング・オフ（無条件解約）が適用されないので細心の注意を払って契約をしましょう。

よくある事例③【インターネット通販】



インターネット通販で、人気のバッグが定価の80%オフで販売されていたため、振込先が個人名で違和感があり、商品が届かず、深く問い合わせました。

▼事業所の所在地や連絡先を申込み前に確認する。
▼他のサイトで同じ商品が掲載されている場合、画面に表示されている日本語が不自然な場合など、定期購入が条件に入ることで、リンク先の通販サイトの表示や利用規約もよく確認する。契約の内容にも注意する。

芦屋市消費者協会は昭和48年に設立され、会員の高齢化に伴い平成26年度から活動休止していた。しかし、消費者を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、約トラブルや悪質商法、特殊詐欺も増加。このような状況下で、消費生活についての正しい知識を普及啓発し、消費者の利益保護と消費生活の向上を図ろうと2020年4月1日に再始動した。

会員の多くが消費生活センター登録者でもあり、定期的に消費生活に関する勉強会や市と連携して啓発活動を行っている。今後市政とのパイプ役としての活躍が期待される。（会長は川崎和代氏）

サポーターの主な役割

- ①可能な範囲での地域での目配り、気配り、見守り
- ②困っている人へ消費生活センターを案内
- ③地域で起きている消費生活トラブルを消費生活センターへ情報提供

18歳から“大人”に！

「成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと」

1. 「成年年齢」はいつから変わる？

日本での成年年齢は民法で定められている。民法改正により2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わる。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人になる。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～	2022年4月1日	19歳
2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2003年4月2日～	2022年4月1日	18歳
2004年4月1日生まれ	18歳の誕生日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

2. 成年に達すると何が変わる？

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになる。一方で、飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまでと同様、20歳にならないとできない。

18歳（成年）になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードをつくる
 - 一人暮らしの部屋を借りるなど
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚

女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に。

◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
※普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと（これまでと変わらないこと）

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬・競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得

3. 成年に達して一人で契約する際に注意することは？

親の同意を得なくても、自分で契約ができるようになるが、未成年者取消ができなくなる。契約の知識や経験が少ないと消費者トラブルに遭いやすくなるので、その契約が本当に必要かどうかよく検討しよう。

芦屋市消費者協会再始動
2020年4月1日

コロナ禍の中で、消費生活サポート養成講座が2020年10月から12月にかけて開催された。講座では契約の基礎知識や消費者を守る法律など、消費生活トラブルの未然防止や早期発見などに必要な知識を学んだ。講座修了者のうち希望者は登録者数は38名。年代も40歳代から80歳代までと幅広い。

消費生活サポーターの活躍に期待

地域の目で消費生活トラブル防止

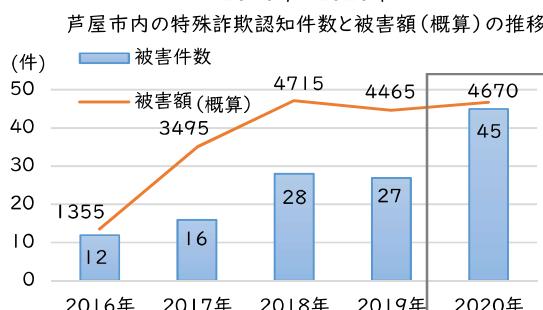


講座は来年度も実施予定で、無料で受講できる。受講者は広報あしやで募集する予定だ。

受講者の皆さん

2021年1月5日芦屋署調べ

2016年～2020年



2020年月別推移

**キャッシュカード手交型**

警察や市役所などの公的機関や銀行協会・百貨店等を名乗り電話をかけ、銀行口座の悪用を理由に自宅を訪問して封筒にキャッシュカードを入れさせ、隙を見て別の封筒と交換する。

ATM誘導型

市役所や税務署を名乗り「還付金がある」と電話をかけ、ATMでお金を振り込ませる。

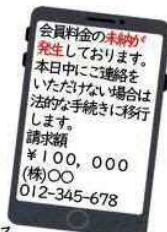
電子マネー型

「未納料金がある」などと架空の事柄をメールなどで送り付け、動揺した相手にインターネットで買い物ができるプリペイドカード（電子マネー）の購入を指示し、カードを使うための番号を教えさせ額面分をだまし取る。

**特集「特殊詐欺」****キャッシングカードを入れた封筒をすり替える手口急増！**

芦屋市消費生活センターには特殊詐欺に関する情報提供も多く寄せられる。芦屋市消費生活センターでは、特殊詐欺といえれば子供や孫を名乗つて電話をかけ仕事のトラブルなどを理由に現金をだまし取る「オレオド手交型」やATM誘導型、電子マネー型の詐欺が多くなっている。芦屋署調べでは、5年前は約4件、2016年では、20件近くは約4倍、2020年は約12件、被害額も5年間で5万円から約45万円へと増加した。被害総額も2020年は約1355万円で5年間で約45倍になった。

芦屋署によれば、2020年は特にキャッシングカードをすり替える高齢者の割合が急増しており、被害者の年齢を呼び掛けています。

**「私は大丈夫」が一番危ない！！**

電話で「お金」「クレジットカード」「キャッシングカード」の話は要注意！！

特殊詐欺クイズ

ある日のこと。こんな電話がかかってきました。あなたはどちらを選択しますか？

①俺だよ。母さん、交通事故を起こしてしまって示談金が必要なんだ。少しお金を貸してほしいんだけど…



- A 電話を切って、息子に本当の話かどうか確かめる。
B 息子が大変だ！すぐにお金を用意する。

②市役所の者です。医療費の還付金の手続きがあるので今からATMへ行ってください。

- A 100%詐欺だ。警察に通報する。
B 喜んでATMへ行く。



③○×デパートです。あなたのカードを使って商品が購入されています。

不正利用されているので警察に通報します。

- A 電話をかけてきた者の名前を聞き、○×デパートに電話をかけ直す。
B カードが悪用されている！？この後どうしたらいいか教えてもらう。

**防犯ポイント！！**

▼電話で会話しないことが一番の防犯対策。

相手と用件を確認してから、必要に応じて折り返すこと。

▼ATMでの利用限度額の引き下げ設定

万が一犯人にカード等を手渡してしまった場合に被害額の拡大防止につながる。

固定電話は常時留守番設定！！





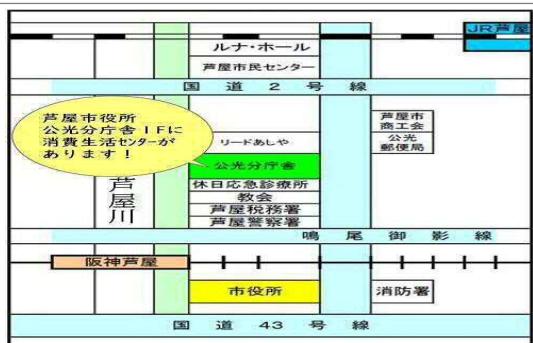
消費者が事業者との間で、商品やサービスの契約・解約などでトラブルになったときに相談を受け付け、解決に向けてアドバイスや話し合いを行うところです。なんだか難しそう、相談しづらい…と思うかもしれませんがそんなことはありません。

消費生活センターがどんなところなのか、ちょっとのぞいてみましょう。

赤字部分は解説があります。

芦屋市消費生活センターでは平日の9:00~12:00、12:45~16:00相談を受け付けています。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現在は原則電話相談となっております。)



ある日のことです。しょうぞうさんの家に新聞の勧誘員がやってきました。



こんにちは！芦屋新聞です。
地元の情報が満載の「芦屋新聞」を定期購読していただけませんか。



わしは目が悪いから小さい字が読めんのじゃ。
新聞は読まんよ。帰ってくださいな。

まあまあ、お話だけでも聞いてくださいよ。
早速ですが、今日1年間の定期購読契約をしていただければ1か月の購読料を無料にしますよ。
それから洗剤を2個プレゼントしますよ。



～しばらくして～



(ずっと居座って帰ってくれない…もう契約するしかないのか…)

しつこい勧誘に、ついつい新聞の定期購読契約をしてしまったしょうぞうさんは、消費生活サポーターをしている娘のしょうこさんに今日の出来事を話しました。



え!?お父さんは悪くないわよ！大変な目に
あったわね。それって契約トラブルだから
消費生活センターに相談してみたら？

しょうぞうさんはしょうこさんの勧めて消費生活センターにきました。



こんにちは。消費生活相談員の田中と申します。お話を伺う前に確認ですが、芦屋市にお住まいの方ですか？



はい、○×町に住んでいます。
新聞店とトラブルがあって…時間が経つごとに腹が立つ。業者を取り締まってくれ！

センターは業者を取り締まるところではありません。まずは落ち着いて何があったのか最初から順を追って教えてもらえますか。



分かりました。落ち着いて整理してみます。

しょうぞうさんは今日の出来事を相談員に話しました。



しつこい勧誘に耐えかねて契約してしまったけれど、後から冷静に考えてみたら契約する必要がなかったということですね。



そなんじゃが、もう契約してしまったからいまさら契約をやめるわけにはいかん…。

あきらめるのはまだ早いですよ。この場合、訪問販売なので契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）ができますよ。



クーリング・オフ？よくわからないし、事業者相手にちゃんと説明できる自信がないのか。



説明する必要はなく、クーリング・オフすることをハガキに書いて出せばいいですよ。

相談員の田中さんはしょうぞうさんにクーリング・オフのハガキの書き方を説明し、しょうぞうさんはハガキを出して無事に契約解除することができました。



消費生活センターのおかげで、トラブルを解決できたわい！

郵便はがき	契約解除の通知書
切手	契約年月日 年 月 日
【販売会社住所】 ○○県○○市○○町 ○○一〇	商品名
【販売会社名】 ○○株式会社 代表者 様	契約金額 円
	販売会社名
	担当者名
上記契約を解除します。	
すみやかに支払い済みの 円を返金し、商品をお引き取りください。	
年 月 日	
(契約者住所)	
(契約者氏名)	

訪問販売のクーリング・オフのハガキ見本

- ・クーリング・オフは必ず書面で
- ・送付前に必ず両面をコピー
- ・特定記録郵便または簡易書留で送付
- ・クレジット契約をした場合は信販会社にも送付

センター業務についての解説



- ①当センターでは国家資格の「消費生活相談員資格」を持った者が相談を受け付けています。
- ②相談できるのは芦屋市民のみです。市外の方はお住まいの消費生活センターへご相談ください。事業者の相談は受け付けておりません。
- ③当センターには事業者を取り締まる権限はありません。消費者と事業者の間に立ち、あくまでも話し合いで問題解決を図ります。当センターでは相談のほか、不審電話などの情報提供、出前講座の依頼などもお受けしています。